2026 年 11 月吉日

お客さま　各位

株式会社七十七銀行

「＜七十七＞投資信託取引規定・約款集」改正のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

株式会社七十七銀行では、令和８年度税制改正に伴い、「＜七十七＞投資信託取引規定・約款集」に記載しております約款を下記のとおり一部改正いたします。

なお、改正後の約款は、改正前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用いたします。

記

１．改正する約款（改正対比表は別紙のとおり）

（１）非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

（２）未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

（３）＜七十七＞積立投信取扱規定

２．改正日

2026 年 12 月 1 日（火）

※改正後の約款は、当行ホームページに掲載いたします。

以　上

（別　紙）

「＜七十七＞投資信託取引規定・約款集」改正対比表（改正箇所のみ記載）

１．非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款　（下線部が改正箇所）

現　行	改正後	備　考
＜約款名称＞ 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款 **1.（約款の趣旨）** （１）この約款は、お客様が租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社七十七銀行（以下「当行」といいます。）に開設された非課税口座に係る非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約及び特定非課税累積投資契約について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号及び第 6 号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。	**＜約款名称＞** 非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資及び特定課税未成年者口座管理に関する約款 **1.（約款の趣旨）** （１）この約款は、お客様が租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社七十七銀行（以下「当行」といいます。）に開設された非課税口座及び特定課税未成年者口座に係る非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約、特定非課税累積投資契約及び特定課税未成年者口座管理契約について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号、第 6 号及び第 10 号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。	

現　行	改正後	備　考
（２）お客様が当行で、この規定に基づき、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号に規定する「特定非課税累積投資契約」（特定累積投資勘定に係るもの）を締結されるには、併せて当行との間で「自動けいぞく（累積）投資約款」及び「＜七十七＞積立投信取扱規定」を締結いただくことが必要です。 （３）省略 **２．非課税口座開設届出書等の提出等** （１）お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書（既に当行以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項（以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。）の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項、	（２）お客様が当行で、この規定に基づき、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号に規定する「特定非課税累積投資契約」（特定累積投資勘定及び未成年者特定累積投資勘定に係るもの）を締結されるには、併せて当行との間で「自動けいぞく（累積）投資約款」及び「＜七十七＞積立投信取扱規定」を締結いただくことが必要です。 （３）省略 **２．非課税口座開設届出書等の提出等** （１）お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 16 項及び第 25 項に基づき「非課税口座開設届出書（既に当行以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項（以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。）の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項、	

現　行	改正後	備　考
既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項）を提出又は提供するとともに、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 20 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 33 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。	既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項）を提出又は提供するとともに、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 25 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 44 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。	

現　行	改正後	備　考
（2）「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出又は提供してください。 また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合又は非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。	（2）「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出又は提供してください。 また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出される場合又は非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。	

現　行	改正後	備　考
追加	（３）非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合又は「非課税口座開設届出書」の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする場合を除き、当行及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。	
（３）お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出していただきます。	（４）お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出していただきます。	
（４）当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付または電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。	（５）当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 12 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付または電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。	

現　行	改正後	備　考
①1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合非課税口座に同日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられていたとき ②10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合非課税口座に同日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき （５）お客様が当行の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。	①1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合非課税口座に「非課税口座廃止通知書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられていたとき ②10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合非課税口座に「非課税口座廃止通知書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき （６）お客様が当行の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定（特定累積投資勘定のうち、お客様がその年１月１日において 18 歳未満である年及び出生した日の属する年の各年において設けられる勘定（以下「未成年者特定累積投資勘定」といいます。）を除きます。以下この項及び次項において同じ。）又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 19 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。	

現　行	改正後	備　考
なお、当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付または電磁的方法により「勘定廃止通知書」を提供します。 （6）省略 （7）省略 （8）お客様が当行に提出された「非課税口座開設届出書」が、租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項第 2 号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができないものに該当する旨およびその理由の通知を受けた場合、または租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項第 2 号の規定により、お客様に係る変更届出事項もしくは廃止届出事項の提供がない場合もしくは廃止通知書に係る提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署もしくは他の税務署に対して同一のお客様に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限る。）の提供がある場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱い、所得税等に関する法令の規定が適用されます。	なお、当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37 条の 14 第 5 項第 11 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付または電磁的方法により「勘定廃止通知書」を提供します。 （7）省略 （8）省略 （9）お客様が当行に提出された「非課税口座開設届出書」が、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項第 2 号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができないものに該当する旨およびその理由の通知を受けた場合、または租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項第 2 号の規定により、お客様に係る変更届出事項もしくは廃止届出事項の提供がない場合もしくは廃止通知書に係る提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署もしくは他の税務署に対して同一のお客様に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限る。）の提供がある場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱い、所得税等に関する法令の規定が適用されます。	

現　行	改正後	備　考
（9）非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の 1 月 1 日において満 18 歳以上である居住者または恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。	削除	
2の2．非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座又は非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、又は同条第 22 項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設又は設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客様に限ります）。	**2の2．非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い** お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座又は非課税口座に設定した勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 18 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、又は同条第 28 項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設又は設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客様に限ります）。	

現　行	改正後	備　考
３．特定累積投資勘定の設定 （１）非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024 年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。 （２）省略	**３．特定累積投資勘定の設定** （１）非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024 年（未成年者特定累積投資勘定である場合には、2027 年）以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。 （２）省略 （３）未成年者特定累積投資勘定を当行に設けている場合、お客様がその年１月１日において 18 歳の年を迎えるまでの間において、非課税口座を廃止することなく当行以外の証券会社又は金融機関に未成年者特定累積投資勘定を設けることはできません。	

追加

現　行	改正後	備　考
3の2．特定非課税管理勘定の設定 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第 3 条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。	**3の2．特定非課税管理勘定の設定** 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第 3 条の特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）と同時に設けられます。	
5．特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲 （1）当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約（当行の「自動けいぞく（累積）投資約款」及び「＜七十七＞積立投信取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イ及び口に掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、	**5．特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲** （1）当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約（当行の「自動けいぞく（累積）投資約款」及び「＜七十七＞積立投信取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イ及び口に掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、	

現　行	改正後	備　考
かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、以下、これを「特定累積投資上場株式等」といいます。）のみを受け入れます。	かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。	
①第 3 条第 2 項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた特定累積投資上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。）の合計額が 120 万円を超えないもの（当該特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている、買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除く。）	①第 3 条第 2 項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（この項及び第 21 条において「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が 120 万円（当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には、60 万円）を超えないもの（次に掲げる特定累積投資勘定の区分に応じそれぞれ次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。）	

現　行	改正後	備　考
追加	イ　未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定　当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,800 万円を超える場合 ロ　未成年者特定累積投資勘定　当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額及び当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年に未成年者特定累積投資勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等の合計額が 600 万円を超える場合	
②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等 （2）省略	②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 26 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等 （2）省略	

現　行	改正後	備　考
５の２．特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲 （１）当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受け入れます。 ①省略 ②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等 （２）省略	**５の２．特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲** （１）当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるもの、租税特別措置法第 29 条の２第１項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び同条第２項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ①省略 ②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等 （２）省略	

現　行	改正後	備　考
追加	**７．未成年者特定累積投資勘定の管理** 　未成年者特定累積投資勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、お客様がその年の３月 31 日において 18 歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。 （１）当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還（次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める移管又は返還を除きます。）を行わないこと ①お客様がその年の３月 31 日において 12 歳である年（以下、「特定基準年」といいます。）の前年以前の各年　災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該非課税口座及び特定課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）及び当該非課税口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことによる当該非課税口座からの払出しによる移管又は返還	

現　行	改正後	備　考
追加	①お客様の特定基準年以後の各年①に定める移管又は返還及びお客様が当行に対し当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を依頼する旨、当該移管又は返還の起因となる事由（お客様の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。）をした場合における当該移管又は返還 （２）当該上場株式等の第６条に規定する方法以外の方法による譲渡で租税特別措置法第 37 条の 11 第４項第１号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと	

現　行	改正後	備　考
追加	（３）当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第 37 条の 11 第４項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第９条の８第１項に規定する配当等で、当行が国内における同項に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。）は、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れ又は預託すること **８．非課税口座及び特定課税未成年者口座の廃止** 前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該非課税口座及び当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座を廃止いたします。	
７．非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し	**９．非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知** 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し、	

現　行	改正後	備　考
（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、当該各勘定に受け入れた後直ちに当該各勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 **8．省略**	又はお客様の基準年の前年 12 月 31 日までに生じた未成年者特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（租税特別措置法施行令 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定、特定非課税管理勘定又は未成年者特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、当該各勘定に受け入れた後直ちに当該各勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 **10. 省略**	

現　行	改正後	備　考
8の2．累積投資勘定終了時の取扱い （1）省略 （2）省略 ①お客様が当行に特定口座を開設していない場合、又は特定口座を開設している場合で、お客様から当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合　一般口座への移管 ②省略 **8の3．特定累積投資勘定終了時の取扱い** （1）本約款に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定は、第 2 条第 3 項の規定により「非課税口座廃止届出書」を提出した場合、当該提出した日に終了いたします。 （2）省略 **8の4．省略** **9．省略**	**10の2．累積投資勘定終了時の取扱い** （1）省略 （2）省略 ①お客様が当行に特定口座を開設していない場合、又は特定口座を開設している場合で、お客様から当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 18 項において準用する同条第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合　一般口座への移管 ②省略 **10の3．特定累積投資勘定終了時の取扱い** （1）本約款に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を含みます。以下本条において同じ。）は、第 2 条第 3 項の規定により「非課税口座廃止届出書」を提出した場合、当該提出した日に終了いたします。 （2）省略 **10の4．省略** **11．省略**	

現　行	改正後	備　考
10. 累積投資勘定、又は特定累積投資勘定並びに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認 （１）当行は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定、又は特定累積投資勘定並びに特定非課税管理勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。 ①当行がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第 7 項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合　当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名および住所	**12. 特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認** （１）当行は、お客様が当行に開設する非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を含みます。以下この条において同じ。）を設定している場合において、当行の定める方法により、お客様の所在地の変更有無を定期的に確認いたします。 削除	

現　行	改正後	備　考
②当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合　お客様が当該書類に記載した氏名および住所	削除	
（２）前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定並びに特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。	（２）前項の場合において、当行の定める一定期間内にお客様の所在地の確認ができなかった場合には、当該一定期間が経過してからお客様の所在地の確認ができるまでの間、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止させていただきます（分配金再投資による受入れを含み、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に掲げる事由による上場株式等の受入れを除きます）。	
追加	（３）前二項の場合において、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署長に報告いたします。	

現　行	改正後	備　考
追加	**13. 特定課税未成年者口座の設定** お客様がその年１月１日において 18 歳未満である年又は出生した年において、特定課税未成年者口座（お客様が当行又は 当行と租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 36 項各号に定める関係にある法人の営業所に開設している預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、非課税口座と同時に設けられます。なお、 本条に規定する預金口座については、この約款で定められた事項と、当行預金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとし、それ以外の場合については、この約款の目的を害しない限度で預金規定を適用するものとします。 **14. 課税管理勘定における処理** お客様がその年１月１日において 18 歳未満である年又は出生した年において、金銭その他の資産の預入れ又は預託は、特定課税未成年者口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき預入れ又は預託がされる金銭その他の資産につき、当該預入れ又は預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。	

現　行	改正後	備　考
追加	**15. 課税管理勘定の金銭等の管理** 特定課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、当該金銭その他の資産の当該特定課税未成年者口座からの払出し（次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除きます。）をすることはできません。 （１）お客様の特定基準年の前年以前の各年非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該上場株式等につき災害等による払出し（非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しをいいます。以下同じ。）がされる場合の当該金銭その他の資産の払出し （２）お客様の特定基準年以後の各年（１）に定める払出し及びお客様が当行に対し当該上場株式等の当該金銭その他の資産の払出しを依頼する旨、当該払出しの起因となる事由（お客様の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。）をした場合における当該払出し	

現　行	改正後	備　考
追加	**16. 非課税口座及び特定課税未成年者口座の廃止** 前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による払出しが生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該特定課税未成年者口座及び当該特定課税未成年者口座と同時に設けられた非課税口座を廃止いたします。 **17. 契約不履行等事由が発生した場合の遡及課税の取扱い** お客様の基準年の前年 12 月 31 日までに契約不履行等事由（第７条若しくは第 15 条に掲げる要件に該当しない事由が生じたこと又は非課税口座若しくは特定課税未成年者口座の廃止（災害等による返還等が生じたことによるもの及び出国による非課税口座の廃止を除きます。）をしたことをいいます。以下、この条において同じ。）が生じた場合には、過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益等について、非課税の取扱いがなかったものとみなし、次に定めるところにより、課税関係が生ずるものとします。 （１）当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等については、租税特別措置法第９条の８第１項第３号の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内上場株式等の配当等の支払があったものとみなして課税いたします。	

現　行	改正後	備　考
追加	（３）当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に非課税とされた非課税口座内上場株式等の譲渡益については、租税特別措置法第 37 条の 14 第１項及び第２項の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなして課税いたします。 （４）当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に当該非課税口座内上場株式等の他の保管口座への移管又はお客様への返還がされた非課税口座内上場株式等については、当該移管又は返還があった時における含み益について課税いたします。 （５）当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止に伴う払出しが行われ、当該払出し時における含み益について課税いたします。	

現　行	改正後	備　考
追加	**18. 非課税口座及び特定課税未成年者口座における入出金等の処理** （１）お客様が 18 歳を迎えるまでの間に、非課税口座における取引に係る入金及び特定課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。 ①お客様名義の預貯金口座からの入金 ②お客様本人の毎月の給与又は賞与からあらかじめ差し引かれた資金による入金 （２）お客様の基準年の前年 12 月 31 日までに、お客様が非課税口座又は特定課税未成年者口座から出金を行う場合には、次に定める取扱いとなります。 ①お客様名義の預貯金口座への出金 （３）前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様又はお客様の法定代理人に限ることとします。 （４）お客様の法定代理人が第２項各号の出金等(租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第６号ホ(１)(ⅱ)に規定する他の保管口座への有価証券の移管若しくは返還又は同項第 10 号ロ(２)に規定する払出し（災害等による返還等を除きます。）に限ります。)を行う場合には、当行は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。	

現　行	改正後	備　考
追加	（５）やむを得ない事由により、前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭又は証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。 （６）お客様本人が第２項第２号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。 **19. 代理人による取引の届出** （１）お客様の代理人が、非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。 （２）お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。 （３）お客様の法定代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該法定代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。	

現　行	改正後	備　考
追加	（４）お客様の法定代理人以外の者が第１項の代理人となる場合には、第１項の届出の際に、当該代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の二親等内の者に限ることとします。 （５）お客様の法定代理人以外の代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 **20. 法定代理人の変更** お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。 **21. 12 歳を迎えた場合の取引残高の通知** お客様がその年１月１日において 12 歳の年を迎えた場合には、当行は非課税口座及び特定課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。	

現　行	改正後	備　考
追加	**22. お客様が成年を迎えた場合の通知** お客様がその年１月１日において18歳の年を迎えた場合には、 当行は、同年１月１日付でお客様の開設している非課税口座が18歳以上の者を対象とする非課税口座へ移行することに伴い、移行時点の非課税口座及び特定課税未成年者口座に関する取引残高並びに次に掲げる事項をお客様本人に通知いたします。 （１）同日以後に設定される特定累積投資勘定において、受入期間内に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額の上限が、60 万円から120 万円に変更されること。 （２）同日以後、特定累積投資勘定の設定と同時に特定非課税管理勘定が設けられること。 （３）非課税保有限度額の上限が、600 万円から1,800 万円（うち特定非課税管理勘定に係る上限は1,200 万円）に変更されること。	
11. 非課税口座取引である旨の明示 （１）省略 （２）特定累積投資勘定に係る累積投資契約においては、受入期間内に取得することとなる上場株式等の取得対価の合計額が、120 万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。	**23. 非課税口座取引である旨の明示** （１）省略 （２）特定累積投資勘定に係る累積投資契約においては、受入期間内に取得することとなる上場株式等の取得対価の合計額が、120 万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。 未成年者特定累積投資勘定に係る累積投資契約においては、受入期間内に取得することとなる上場株式等の取得対価の合計額が、60 万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。	

現　行	改正後	備　考
（3）省略	（3）省略	
12. 異動、出国、死亡時の取扱い	**24. 異動、出国、死亡時の取扱い**	
（1）省略	（1）省略	
（2）出国により国内に住所及び居所を有しないこととなった場合は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号の規定により、出国届出書を提出していただきます。	（2）出国により国内に住所及び居所を有しないこととなった場合は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項第 2 号の規定により、出国届出書を提出していただきます。	
（3）省略	（3）省略	
13. 契約の解除	**25. 契約の解除**	
（1）お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合　当該提出日	（1）お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合　当該提出日	
追加	（2）租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号へに規定する非課税口座等廃止事由又は同項第 10 号ハに規定する特定課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合　法第 37 条の 14 第 33 項第 1 号の規定によりお客様が「非課税口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた日	
	（3）租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項第 1 号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに法第 37 条の 14 第 31 項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合　法第 37 条の 14 第 33 項第 3 号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日）	

現　行	改正後	備　考
（２）租税特別措置法第 37 条の 14 第 23 項第２号に定める「出国届出書」の提出があった場合　出国日までの間で当行が定める日 （３）お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） （４）省略	（４）租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項第２号に定める「出国届出書」の提出があった場合　出国日までの間で当行が定める日 （５）お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く）租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項第２号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） （６）省略	
14. 省略	**26. 省略**	
15. 省略	**27. 省略**	
16. 免責事項 お客様が第 12 条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。	**28. 免責事項** お客様が第 24 条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。	
17. 省略	**29. 省略**	
18. 省略 以　上	**30. 省略** 以　上	

2．未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

現　行	改正後	備　考
26．非課税口座のみなし開設 （1）2024 年以後の各年（その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 （2）省略	**26．非課税口座のみなし開設** （1）2024 年から 2027 年の各年（その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 （2）省略	

３．＜七十七＞積立投信取扱規定

現　行	改正後	備　考
６．買付方法および払込金 （１）～（４）省略 （５）１ 銘柄あたりの購入金額は「自動けいぞく（累積）投資約款」の定めにかかわらず、当行が別に定める金額とします。また、申込者が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」（以下「NISA 約款」といいます。）に基づき、つみたて投資枠での買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入の代価（購入金額から、「自動けいぞく（累積）投資約款」第 5 条第 2 項に規定する所定の手数料および消費税を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は購入金額と同額とします。以下、本項において同じ。）の各年ごとの合計額（つみたて投資枠で複数銘柄の買付けを申込む場合は、申込む全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額）が 120 万円を超えることとなるような購入金額の指定はできません。	**６．買付方法および払込金** （１）～（４）省略 （５）１ 銘柄あたりの購入金額は「自動けいぞく（累積）投資約款」の定めにかかわらず、当行が別に定める金額とします。また、申込者が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資及び特定課税未成年者口座管理に関する約款」（以下「NISA 約款」といいます。）に基づき、特定累積投資勘定での買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入の代価（購入金額から、「自動けいぞく（累積）投資約款」第 5 条第 2 項に規定する所定の手数料および消費税を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は購入金額と同額とします。以下、本項において同じ。）の各年ごとの合計額（特定累積投資勘定で複数銘柄の買付けを申込む場合は、申込む全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額）が 120 万円を超えることとなるような購入金額の指定はできません。また、未成年者特定累積投資勘定での買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額が 60 万円を超えることとなるような購入金額の指定はできません。	

現　行	改正後	備　考
（6）年 2 回まで、購入金額に加え特定月加算額を加算した金額を振替口座から引落し、指定銘柄の購入を申込むことができます。ただし、申込者が当行の「NISA 約款」に基づき、つみたて投資枠での買付けをする場合は、つみたて投資枠で買付しようとする全銘柄についての、前項の購入金額と本項の特定月加算額（「自動けいぞく（累積）投資約款」第 5 条第 2 項に規定する所定の手数料および消費税を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は当該特定月加算額とします。）との各年ごとの合計額が 120 万円を超えることとなるような特定月加算額の指定はできません。	（6）年 2 回まで、購入金額に加え特定月加算額を加算した金額を振替口座から引落し、指定銘柄の購入を申込むことができます。ただし、申込者が当行の「NISA 約款」に基づき、特定累積投資勘定での買付けをする場合は、特定累積投資勘定で買付しようとする全銘柄についての、前項の購入金額と本項の特定月加算額（「自動けいぞく（累積）投資約款」第 5 条第 2 項に規定する所定の手数料および消費税を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は当該特定月加算額とします。以下、本項において同じ。）との各年ごとの合計額が 120 万円を超えることとなるような特定月加算額の指定はできません。また、未成年者特定累積投資勘定で買付しようとする全銘柄についての、前項の購入金額と本項の特定月加算額との各年ごとの合計額が 60 万円を超えることとなるような特定月加算額の指定はできません。	
11. 解約 （1）省略 （2）省略 ①NISA 約款第 8 条の 3 の規定に基づき、特定累積投資勘定が廃止される場合　特定累積投資勘定が廃止される日	**11. 解約** （1）省略 （2）省略 ①NISA 約款第 10 条の 3 の規定に基づき、特定累積投資勘定が廃止される場合　特定累積投資勘定が廃止される日	

現　行	改正後	備　考
②NISA 約款第 13 条各号の規定により「NISA 約款」に係る契約が解除される場合　当該各号に定める日	②NISA 約款第 25 条各号の規定により「NISA 約款」に係る契約が解除される場合　当該各号に定める日	

以　上